

2014年12月10日
日本生活協同組合連合会
品質保証本部 安全政策推進部
鬼武一夫

「消費者委員会 第36回 食品表示部会 資料」に関するコメントペーパー

食品表示基準の制定に係る審議について

(消食表第248号諮問書：栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る規定及び別表について)

1. 国の健康・栄養政策に密接に関わるテーマとして検討すべき。

(提案の内容を否定するものではないが今後のために意見する)

第33回食品表示部会(2014年10月15日開催)において同様の意見を述べさせていただいたが、栄養素等表示基準値、すなわちコーデックス栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)におけるNutrient Reference Value(NRV)に相当する値の設定および改定は、単に食品のラベル表示を設定する役割以上に、わが国の健康・栄養政策に関わる重大事項であると考えます。

したがって、今後においては、消費者委員会食品表示部会ではなく、食事摂取基準の策定に携わる専門家を参集した検討会において公開のもとで透明性ある検討をすべき事項と考える。

2. 栄養素等表示基準値の設定、改定については、しかるべき関係者の意見を聞いて最終決定すべき。

弊会は、「栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準(案)についての意見募集」に対する意見の中で、下記の見解を表明した。

健康・栄養政策に密接に関わる栄養素等表示基準値の意義と考え方を普及する、さらには栄養成分表示の活用を推進するという観点、またコーデックスにおいては今後、栄養素必要量に関するNRV(NRVs-R)以外に、非感染性疾患のリスク低減に関するNRV(NRVs-NCD)の設定が検討されることを考慮すると、栄養素等表示基準値の改定は、栄養学、医学等の複数の専門家によって構成される検討会において検討すべき事項であり厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会へ諮問してもよいのではないかと。

これに対し消費者庁は、「栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準(案)についての意見募集に寄せられた主な意見とそれに対する考え方(概要)」(参考資料1)の4/10ページにおいて、

『本件については、「日本人の食事摂取基準」策定検討会の構成員のほか、当該分野の国際情勢にも詳しい専門家を交えて検討したものです。

検討過程や判断が不明確とのことですが、食品表示案の策定に係る原則等については、第33回食品表示部会の資料として詳細をお示しております。また、専門家を交えて検討した平成26年消費者庁調査事業の報告書につきましては、準備が整い次第、消費者庁ウェブサイトに掲載する予定です。

本検討を公開の場で行うことについては今後の参考とさせていただきます。なお、ご提案の「日

本人の食事摂取基準」策定検討会への諮問は、検討会の設置目的や委員の任期の関係等から困難と
考えます。』

と述べている。

NRVs の設定は、わが国だけではなく、各国においてもきわめて重要な事案として慎重に検討され
ているところが、このような状況は、コーデックス委員会、特にコーデックス栄養・特殊用途食品
部会 (CCNFSDU) の NRVs 設定の原則の議論において強く反映されている。

即ち、CAC/GL 2-1985 の附属資料 (Annex) :一般の人々に対する NRVs を設定するための一般原則
のセクション 3.1.2 において **“FAO/WHO 以外の認められた権威のある科学機関 (RASBs: recognized
authoritative scientific bodies) からの、当該科学についての最近の独立したレビューを反映す
る関連する (適切な) 1 日摂取量基準値 (relevant daily intake reference values) も考慮され
る可能性がある。”**と述べられている。

従って、コーデックス委員会は、NRVs を設定するに当たり、FAO/WHO だけではなく世界の権威あ
る専門機関のレビューを考慮しようとしている。

**CCNFSDU は、本年 11 月の CCNFSDU の会議において、EFSA (欧州食品安全機関) や IOM (Institute of
Medicine of the National Academies: 米国医学研究所) と並んで、国立健康栄養研究所を一般原則
のセクション 3.1.2 に基づく RASBs と認めた。**

例えば、IOM (米国) は、2004 年に Dietary Reference Intakes, Guiding Principles for Nutrition
Labeling and Fortification を発表している。

また、EFSA (EU) は、General principles for setting DRVs (dietary reference values) を確
立し、これに基づいて、NRVs を提案し、関係者の意見を聞いて、最終決定している。

先般行われた、第 36 回コーデックス栄養・特殊用途食品部会 (CCNFSDU¹) の会議において、鉄の
NRVs が確定しなかった理由として、「EFSA がこれについて検討中であるため」と報告している。こ
れは EFSA のレビューを重視しているからと考えられる。

**コーデックスの場合において、独立行政法人 国立健康・栄養研究所が RASB として推薦・承諾され
た以上、当該研究所は NRVs の設定において国際的な貢献が期待されているわけであるので、消費者
庁は、NRVs の設定や見直しにおいて国立健康・栄養研究所と連動して機能すべきと考える。その際
に、米国や EU の状況を参考にすることが必要である。**

3. パブコメに寄せられた意見に対し有識者検討会の意見はもらったのか。

今回、栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準 (案) についての意見募集に寄
せられた主な意見とそれに対する考え方 (概要) が資料として出されているが、寄せられた意見に
ついて、平成 26 年度消費者庁調査事業の有識者検討会の意見はもらったのか。

¹ 36th Session of the Codex Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses (24-28 November 2014)

4. 2010年版の食事摂取基準策定時に栄養素等表示基準値の改定の必要性が低いとされた根拠は何か（第33回食品表示部会資料5再配布資料7P）。

配布資料において『現行の栄養素等表示基準値は、2005年版の食事摂取基準を基に算出されたものである。その後、2010年版の食事摂取基準が策定されたことに伴い、専門家を交えて数値の改定について検討されたが、改定の必要性は低いと判断された』とされている。

一方、厚生労働科学研究費補助金『健康食品における安全性確保を目的とした基準等作成のための行政的研究²⁾』において、「日本人の食事摂取基準2010年版が策定されたことに伴い、現行のNRV、すなわち栄養素等食事摂取基準値を見直す必要がある」と提言しており、今後（当時）の課題として以下をあげている。

- 1) 推定エネルギー必要量2,200kcalに代わって、2,000kcalを採用すること³⁾。
- 2) ナトリウムについては食塩換算量も示すこと⁴⁾。
- 3) 鉄については、「月経ありの女性」を別掲すること⁵⁾。

5. 新基準における鉄の値に関しては算出指標をRDA(97~98%の人が必要量を満たすと推定される値)としているが、「月経あり」の女性を除外して算出するのは適切ではない。

今回示された鉄の栄養素等表示基準値(6.8mg)は、「月経なし」の女性の推奨量を算出対象として設定されたものではないか。(であるならば)新たな栄養素等表示基準値は、一般の集団に属する人が1日に摂取することが望まれる栄養素のおおよその目安として利用するものであり、「月経あり」の女性を除外して算出するのは適切ではないと考える。

一方、鉄についてコーデックスのNRVは14mg、米国の総摂取目安量に対する割合(DV)は18mgであり、いずれも月経ありの女性を考慮した値と思われ、わが国の基準値と大きな差が見られる。

したがって、鉄の栄養素等表示基準値の算出対象や、性差、個体差の大きい栄養素の基準値設定の際の考え方について改めて調査事業の検討委員やその他の専門家の意見を聞き、再検討すべきと考える。

なお、コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量について、先般行われた第36回栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU⁶⁾(11/24-28開催)においても議論されており、多くの栄養素に関しては、NRVsが合意されたものの、鉄のNRVsの決定に関しては合意されなかった。議事録案(REP15/NFSDU)によれば、これは鉄においては亜鉛と同様に吸収率に関する見解が加盟国

²⁾ 「日本人の食事摂取基準(2010年版)」と栄養機能食品の栄養素等表示基準値に関する一考察 活用の体系化に関する研究(笹岡宜代ら)

³⁾ アメリカ/カナダでは推定エネルギー必要量の性・年齢調整値は2,350kcalであるにもかかわらず2,000kcalが採用されている。2,350kcalよりも2,000kcalの方がエネルギー比率より主要栄養素の栄養素等表示基準値を容易に求めることができるからとしているが最大の理由としては肥満対策の観点からできるだけ低い値としたいとして採用されている。

⁴⁾ 栄養素等表示基準値ではナトリウム(mg)で示されてきたが、消費者、すなわち一般の人々の理解のしやすさを考えると、食塩換算を併記するか否かを今後検討すべき(食品表示法においてナトリウムの表示は消費者になじみの深い「食塩相当量」に代えるとされた)。

⁵⁾ 2005年度版の食事摂取基準における鉄のNRVの算出方法、すなわち女性の月経あり、なしをどのように扱ったのか明確でない(女性の月経あり、または月経なしの総人口データがない)。

⁶⁾ 36th Session of the Codex Committee on Nutrition and Foods for Special Dietary Uses (24-28 November 2014)

で異なったことが理由とされている。

世界各国で鉄の NRVs を定める上で見解が異なることを詳しく調査し、また 2015 年に提示される EFSA（欧州食品安全機関）の見解を検討してから、消費者庁は慎重に議論すべきであろう。また、このことがコーデックス委員会における議論に貢献することになるものと考ええる。

6. WTO 通報は、国際貿易に大きな影響をもたらすであろうと思われる変更事項およびその意図を適切に、かつ正確に伝えるものでなければならないと考えられる。

2014 年 11 月 3 日の通報の別紙 Overview of the Food Labelling Standard, October 2014 の II. Main revisions の 1. Nutrient Reference Values の Abbreviation（略語）に記述されている DG および RDA が Table の数値とどのような関係を持つかが示されていない。コーデックスにおいて用いられている noncommunicable diseases（非感染性疾患）という用語が、この部分の DG の説明に用いられているので、Table に示されている数値は、非感染性疾患リスク低減に関する NRV（即ち NRV-NCD）であるとの誤解を与える。

因みに日本人の食事摂取基準 2015 年版において、tentative dietary goal for preventing life-style related diseases: DG という用語が用いられているが、prevention of noncommunicable diseases という用語は用いられていない。

Nutrient reference values target 18 years of age and older of both sexes and, as a general rule, are calculated based on DG or RDA of dietary reference intakes for Japanese.

Abbreviation

DG, tentative dietary goal for preventing life-style related diseases

—the value for prevention of noncommunicable diseases

RDA, recommended dietary allowance

—an intake that covers the needs of 97-98% of the population

Table. Nutrient Reference Values for Japanese

この Table の Nutrient Reference Values は、コーデックスの概念に従ってどれが NRV-R（栄養素必要量に関する NRV）なのか、それとも NRV-NCD（非感染性疾患リスク低減に関する NRV）なのかを特定すべきであり、このことはまた、現在国際的に議論している栄養素の NRVs 設定に寄与することになるものと考ええる。

7. 栄養機能表示食品についての WTO 通報（11 月 3 日付）が十分なものであったか検証すべきである。そのうえで、前回の部会（消費者委員会 第 35 回 食品表示部会）にて“機能性表示食品”が世界に例を見ない制度であるという説明をする以上は、国際機関、コーデックス加盟国（海外の食品事業者を含む）および在日大使館に理解できるような新食品表示制度の内容を明確に示すべきであろう。その際には外務省や関係機関（ネイティブチェックを含む）の協力が不可避と考える。6. で示したような説明不足が認められる。

今回の WTO 通報は以下の 5 行で説明されていた。

4. System allowing claims for function of food ingredients (not applicable to nutrients)
Under the current standard, only Food for Specified Health Uses (FOSHU) and FNFC are allowed to make function claims. While FOSHU and FNFC remains to be allowed under their respective systems, functional claims on prepackaged processed food and fresh produce will be allowed under the responsibility of manufacturers, without government approval if they submit certain amount of scientific evidence on safety and effectiveness.

以上

Overview of the Food Labelling Standard

I Purpose of the Standard

The Food Labelling Standard shall be established under the Food Labelling Act (Act No. 70 of 2013) promulgated on 28 June 2013, in order to provide specific labelling requirements.

The purpose of this Act is to develop a comprehensive and integrated food labelling system in compliance with all labelling provisions in Food Sanitation Act (Act No. 233 of 1947), Act on Standardization and Proper

Quality Labeling of Agricultural and Forestry Products (Act No. 175 of 1950) and Health Promotion Act (Act No. 103 of 2002).

In establishing the Food Labelling Standard pursuant to this Act, as described in Paragraph II, as well as the revision and improvement of the current labelling standard, a new system will be established to allow food function claims to be made based on scientific evidence submitted under the responsibility of manufacturer (manufacturer/producer).

II Main revisions

1. Nutrient Reference Values

Nutrient reference values target 18 years of age and older of both sexes and, as a general rule, are calculated based on DG or RDA of dietary reference intakes for Japanese.

Abbreviation

DG, tentative dietary goal for preventing life-style related diseases

—the value for prevention of noncommunicable diseases

RDA, recommended dietary allowance

—an intake that covers the needs of 97-98% of the population

Table. Nutrient Reference Values for Japanese

(略)

2. Conditions for Nutrition Claims

Reference amounts for “contain,” “high” and “enriched” claims are calculated based on the newly established nutrient reference values. The conditions for these nutrition claims are established in accordance with CODEX Guidelines (Guidelines for use of nutrition and health claims, CAC/GL 23-1997).

3. Food with Nutrient Function Claims:FNFC

3-1. Target Nutrients

Nutrient function claims for 12 vitamins and 5 minerals are allowed under the current self-certification system. In addition to these nutrients, vitamin K, potassium and omega-3 fatty acids are newly incorporated into this self-certification system.

3-2. Target Foods

Under the current standard, only prepackaged processed food and hen's egg are within the scope of the target foods. The Food Labelling Standard newly includes prepackaged fresh produce (besides hen's egg). However, for potassium, to avoid the risk of excessive consumption in individuals with impaired renal failure, food in such as tablet or capsule form are excluded from the scope of this standard.

4. System allowing claims for function of food ingredients (not applicable to nutrients)

Under the current standard, only Food for Specified Health Uses (FOSHU) and FNFC are allowed to make function claims. While FOSHU and FNFC remains to be allowed under their respective systems, functional claims on prepackaged processed food and fresh produce will be allowed under the responsibility of manufacturers, without government approval if they submit certain amount of scientific evidence on safety and effectiveness.

【仮訳（必要な部分のみ）】

食品表示基準の概要(G/TBT/N/JPN/470)

I. 基準の目的

II. 主な改正

1. 栄養素基準値 (NRV: Nutrient reference value)

対象年齢を18歳以上の男女とし日本人の食事摂取基準の(tentative dietary goal for preventing life-style related diseases: DG)又は(recommended dietary allowance: RDA)をもとに算出。

2. 栄養強調表示の条件

含む旨、高い旨、強化された旨の基準値は栄養素基準値をもとに算出。

3. 栄養機能食品 (Food with Nutrient Function Claims: FNFC)

3-1. 対象成分

現行法においては自己認証により12のビタミンと5のミネラルについて認められている。これにビタミンK、カリウム、n-3系脂肪酸を加える。

3-2. 対象食品

現行法においては包装された加工食品、鶏卵が対象となっているが、新しい基準では鶏卵含む包装された生鮮食品を対象とする。ただし、カリウムに関しては腎機能低下者において過剰摂取を避けるため、錠剤、カプセル状の食品は対象外とする。

4. 機能性表示食品（栄養成分には適用されない）

現行法において特定保健用食品 (Food for Specified Health Uses :FOSHU) および栄養機能食品 (FNFC) にのみ機能性表示が許されている。特定保健用食品および栄養機能食品の制度はそのまましつつ、安全性と有効性に関する科学的証拠の一定量を提出した場合、予め包装された加工食品や生鮮食品に機能性表示を政府の承認なしに、製造業者の責任の下で許可することとする。

消費者庁食品表示企画課 意見募集担当 様

栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準（案）についての意見

日本生活協同組合連合会
品質保証本部 安全政策推進部
部長 鬼武 一夫

栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準（案）について、下記の意見を提出いたします。

WHO（世界保健機関）は2004年に「食事、運動と健康に関する世界戦略」を発表し、その中で栄養成分表示について、消費者が健康的な選択ができるよう、正確で、標準化された、わかりやすい情報が求められるとしています。また、消費者庁の栄養成分表示検討会においても、非感染性疾患の予防の観点から、栄養成分表示の重要性について述べられているところです。

一方で、日本においてはこの間、機能性食品の研究開発や新たな機能性表示制度等に関する施策が脚光を浴びています。

日本政府は、日本人の健康を支える根幹となる健康・栄養政策の立案、実施、またそのために必要となる基礎情報の拡充のための調査研究、研究者の育成といった課題にこそ、マンパワー、予算を割いて検討していくべきと考えます。その上で、日本の健康・栄養政策と密接に関係する栄養成分表示の普及と活用に向けた施策についても検証をし、適宜、見直しをかけていくべきと考えます。

記

1. 栄養素等表示基準値の設定および改定は、消費者委員会食品表示部会ではなく、食事摂取基準の策定に携わる専門家を参集した検討会において公開のもとで検討すべき事項と考えます

栄養素等表示基準値、すなわちコーデックス栄養表示ガイドライン（CAC/GL 2-1985）における Nutrient Reference Value (NRV) に相当する値の設定および改定は、食品表示の基準値設定という一面のみならず、事業者および消費者に対して、基準値の意味や設定の考え方を普及し、それにより栄養成分表示がより有効に活用され、健康の維持・増進に寄与する等の目的を有しており、健康・栄養政策における重要な検討事項のひとつと考えます。しかし、これまでは厚生労働科学研究や消費者庁の調査事業として検討されており、その重要

性が高く認められているとは言えません。

また、改定の検討が非公開の場で行われるために、検討過程や判断が不明確で、基準値を利用するものに意義や考え方が十分に伝わっていないと思われます。日本人の食事摂取基準（2010年版）の策定を受けて栄養素等表示基準値の改定を検討したと思われる厚生労働科学研究の報告書においては、「日本人の食事摂取基準 2010年版が策定されたことに伴い、現行のNRV、すなわち栄養素等食事摂取基準値を見直す必要がある」との記述がありますが、第33回消費者委員会食品表示部会の資料5（p.7）では、「専門家を交えて数値の改定について検討されたが、改定の必要性は低いと判断された」とあり、厚生労働科学研究成果がどのように取り扱われたのかが不明確です。

健康・栄養政策に密接に関わる栄養素等表示基準値の意義と考え方を普及する、さらには栄養成分表示の活用を推進するという観点、またコーデックスにおいては今後、必要量に基づくNRV以外に、非感染性疾患のリスクに関するNRV（NRVs-NCD）の設定が検討されることを考慮すると、栄養素等表示基準値の改定は、栄養学、医学等の複数の専門家によって構成される検討会において検討すべき事項であり、その検討過程も含めて、公開の場で議論されるべきと考えます。

一案として、栄養素等表示基準値の設定、改定については、厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会へ諮問することを提案します。

参考資料

[1] 厚生労働科学研究補助金 「健康食品における安全性確保を目的とした基準等作成のための行政的研究」平成21年度 総括・分担研究報告書 平成19年度～21年度 総合研究報告, 2010

2. 栄養素等表示基準値の算出指標を推定平均必要量から目標量または推奨量に変更することに賛同します

現行の「栄養素等表示基準値」は、食事摂取基準の推定平均必要量をもとに算出されたもので、その意味については、「個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示の基準値であり、各個人の摂取すべき必要量ではなく、基準量でもありません」と説明されていました。そのため、1日に必要な栄養素の目安と捉えることができず、事業者にとっては活用しづらく、消費者にとっても理解しにくい基準値であったと思われます。

今回示された栄養素等表示基準値は、食事摂取基準の目標量や推奨量を算出指標にして設定されており、一般の集団に属する人にとって、1日の摂取が望まれる栄養素の量のおおよその目安として利用できるものと理解します。

不特定多数に対して販売される食品の表示において、栄養素等表示基準値を「1日分」の目安として利用できることは意義深いことであり、栄養素等表示基準値の算出指標の変更に

ついて、賛同します。

3. 幼児、小児向けの食品において栄養素等表示基準値を利用する場合や、任意の栄養参照量を設定、表示する場合の具体的な方法を示してください

今回の改定により、栄養素等表示基準値の適用対象は18歳以上となり、栄養機能食品においては栄養素等表示基準値の対象年齢（18歳以上）および基準熱量（2200 kcal）に関する文言を表示することとなります（食品表示基準第7条 栄養機能食品に係る栄養成分の機能 1-九）。

一方で、幼児、小児向けとして販売されている栄養機能食品の菓子等があります。これらの容器包装には、対象となる栄養成分について栄養素等表示基準値に占める割合が表示されますが、栄養素等表示基準値の算出対象と当該食品の利用対象とには齟齬があります。

このような場合に、幼児、小児に対しても栄養素等表示基準値をおおよその目安として利用するという考え方や、「日本人の食事摂取基準」に立ち返り、特定の性・年齢階級を対象とした値を任意に設定し、栄養素等表示基準値とあわせて表示するといった方法をとることが考えられます。しかし、目安となる値が、事業者ごとに異なった考え方で設定されると混乱を招くおそれがあります。

幼児、小児を対象とする栄養機能食品等において栄養素等表示基準値を利用する場合や、任意の栄養参照量を設定、表示する場合の具体的な方法について、通知等で示してください。

4. 一般の食品においても栄養素等表示基準値が活用されるような施策を推進してください

栄養素等表示基準値は、強調表示の基準値、栄養機能食品に係る表示に活用されています。しかし、強調表示をしていない商品、栄養機能食品ではない一般の食品であっても、栄養素等表示基準値に占める割合を表示することは、当該食品に含まれる栄養成分の量の程度を理解するものさしとなり、消費者にとって栄養成分表示の活用の推進につながると考えます。

米国の栄養成分表示では、各栄養素の含有量について **NRV** と同様の概念である **Daily Value (DV)** に占める割合 (**%DV**) の表示を義務付けており、2014年3月に公表された新たな表示案では、**%DV** の値がより際立つような表示様式への変更が提案されているところです。

日本においてもこのような表示が望まれますが、各事業者が独自の表示様式を採用すると、消費者の理解を妨げることにもなりかねません。

消費者庁は、一般食品の栄養成分表示においても、栄養素等表示基準値の活用を検討するとともに、その場合の標準化した表示様式を提案してください。

参考資料

[2] 米国FDA, Food Labeling: Revision of the Nutrition and Supplement Facts Labels, 79 FR 11879 (2014-03-03)

5. 鉄の栄養素等表示基準値は再検討すべきと考えます

今回示された鉄の栄養素等表示基準値（6.8 mg）は、「月経なし」の女性の推奨量を算出対象として設定されたものと思われます。

しかし、新たな栄養素等表示基準値は、一般の集団に属する人が1日に摂取することが望まれる栄養素のおおよその目安として利用するものであり、日本人において多数を占めると思われる「月経あり」の女性を除外して算出するのは適切ではないと考えます。

なお、鉄についてコーデックスのNRVは14 mg、米国のDVは18 mgであり、いずれも月経ありの女性を考慮した値と思われます。仮に、女性のうち18~49歳について、日本人の食事摂取基準（2015年版）から「月経あり」の推奨量を用いた場合、基準値は7.8 mgとなるとと思われます。

鉄の栄養素等表示基準値の算出対象や、このように性差、個体差の大きい栄養素の基準値設定の際の考え方について、改めて調査事業の検討委員やその他の専門家の意見を聞き、再検討すべきと考えます。

参考資料

[3] 玉田太朗, 本邦女性の閉経年齢 日本産科婦人科学会雑誌, 47(9), 947-952, 1995

以上